

## 申請手続きの流れ (体育施設〈体育館〉)

### (1) 使用日及び使用時間

- ①使用日 (A) 平日(水曜・金曜)(校の休業期間中は除く。)  
(B) 休日及び祝日(校の休業期間中は除く。)
- ②使用時間 (A) 17時～21時  
(B) 9時～17時

### (2) 使用可能施設の掲載

校は、使用可能な体育館の期日を、前々月の10日までに校のホームページに掲載する。

### (3) 使用施設の申請期限

当月分の使用したい施設及び日時を1か月分まとめて記載した申請書により、前々月の20日までに校に申し込むこと。

なお、申請書は(A)平日又は(B)休日及び祝日に分けて申し込むこと。

(B)休日及び祝日の使用時間帯は4時間単位とし、使用を許可する時間帯は、

(1)9時～13時、(2)13時～17時とする。

(1)又は(2)の時間帯の中であれば、4時間を下回る時間の使用も認める。(但し、使用料は切り上げた時間数で計算する。)

### (4) 申請書の提出方法

申請書の提出方法は、郵送、メール、FAX又は持参の何れでも良い。

ただし、前々月20日の17時までに校に必着すること。

### (5) 抽選結果の公表

校は、厳正な方法で抽選を行い、前月の5日までにその抽選結果を校のホームページに掲載する。

### (6) 使用許可書の送付

校は、前月の10日までに、当選した申込者へ使用許可書を送付する。

### (7) 使用料の納付

当選者は、送付されてくる納付書に記載された期限までに、指定された金融機関を通じて使用料を納付すること。

期限までに使用料を納付しない場合は、使用する権利を失うことになるので注意すること。

### (8) その他

1団体につき1件の申請とすること(同一団体で個人名を使用して複数の申請はしないこと。)